まちづくり目標５　安心して暮らせ、多様な交流が生まれるまち【都市空間・防犯】					
	指　標	現　状 （令和７年度）	前期目標 （令和11年度）	中期目標 （令和15年度）	後期目標 （令和19年度）
成果指標	市民意識調査における住み続けたい方の割合	58.2%	60.0%	65.0%	70.0%
	公共交通の１日あたり利用者数 / 貝塚市の人口	53.1%	62.0%	64.8%	67.9%
KPI	新たに開業・開設した店舗・滞在型施設の件数（累計）	―	5 件	10 件	15 件
	公共交通利用者特典の協力施設数（累計）	7 施設	10 施設	13 施設	16 施設
	交通事故発生状況件数	308 件	299 件	290 件	281 件

まちづくり目標６　自然とひとが共生するまち【防災・環境】					
	指　標	現　状 （令和７年度）	前期目標 （令和11年度）	中期目標 （令和15年度）	後期目標 （令和19年度）
成果指標	自然環境に配慮して生活していると回答した方の割合	―	64.0%	68.0%	72.0%
KPI	環境学習延べ参加者数	22,997 人	25,000 人	27,000 人	29,000 人
	１人１日あたりのごみ排出量	1,060g	1,000g	940g	880g

推進方策　未来につながる行政経営【行政経営】					
	指　標	現　状 （令和７年度）	前期目標 （令和11年度）	中期目標 （令和15年度）	後期目標 （令和19年度）
成果指標	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」の利用率	10.6%	25.0%	50.0%	75.0%
KPI	オンラインにて手続きが可能な業務数（施設利用予約などを含む）（累計）	315	375	435	500
	ふるさと納税受入額	8 億円	10 億円	12 億円	14 億円

4 進捗管理と評価・検証

総合戦略に関する取組みの進捗管理と評価・検証については、基本計画における関連する成果指標及びKPIなどに基づき、市民や外部有識者の参加による「貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略アドバイザー会議」を設置し、意見・提言をいただくことで、その効果検証を行います。



資料編

1　総合計画策定体制
2　第6次貝塚市総合計画の策定経過
3　貝塚市総合計画条例
4　貝塚市総合計画審議会規則
5　貝塚市総合計画審議会委員名簿
6　諮問
7　答申
8　貝塚市市民憲章

1 総合計画策定体制

市民参画

市民アンケート

平成 21 年 4 月 1 日以前生まれの市民 4,000 人を対象に、定住意向や施策別満足度などについてアンケートを実施

小中学生アンケート

市内公立小中学校に通う小学 3 年生から中学 3 年生を対象に、市の将来像などについてアンケートを実施

若者ワークショップ

各種まちづくり事業に関わりのある学生・若者が参加し、貝塚市の未来の姿について検討

子育て世代ワークショップ

子育て中の保護者が参加し、貝塚市のいいところやまちづくりプロジェクトについて検討

審議会

公募市民委員が 4 名参加

市民説明会

総合計画（素案）についての説明動画の公開及び説明会を実施。

パブリックコメント

総合計画（素案）についてパブリックコメントを実施し、市民の意見を募集

意見提案

市議会

議決

議案提出

市長

≪庁内体制≫

総合計画策定委員会

副市長、教育長及び部長職

総合計画策定委員会部会

部長、次長及び課長職

若手職員ワーキンググループ

若手職員

事務局

政策推進課

諮問

答申

総合計画審議会

学識経験者、市議会議員、
公募市民、関係行政職員など
（23 名以内）

2 第6次貝塚市総合計画の策定経過

年月		市民参画	市議会・庁内組織	総合計画審議会等
令和6年	8 月		第 1 回 総合計画策定委員会	
	9 月	市民アンケート 小中学生アンケート		
	12 月		第 2 回 総合計画策定委員会	
令和7年	3 月	第 1 回 若者ワークショップ 第 2 回 若者ワークショップ		
	4 月		第 3 回 総合計画策定委員会	
	5 月		第 4 回 総合計画策定委員会 総合計画策定委員会 部会（全 7 部会）	第 1 回 総合計画審議会
	6 月	子育て世代ワークショップ		
	7 月		第 1 回 若手職員ワーキンググループ 第 2 回 若手職員ワーキンググループ 第 5 回 総合計画策定委員会	
	8 月		第 6 回 総合計画策定委員会	
	9 月		第 7 回 総合計画策定委員会	
	10 月			第 2 回 総合計画審議会専門部会（全 4 部会）
令和8年	1 月			第 3 回 総合計画審議会
	2 月		第 8 回 総合計画策定委員会	
	4 月			第 4 回 総合計画審議会
	5 月	総合計画（素案）に関するパブリックコメント 総合計画（素案）に関する市民説明会		
	7 月			第 5 回 総合計画審議会 審議会から市長へ答申提出
	9 月		[市議会] 総合計画基本構想の策定について議決 総合計画基本構想・基本計画の策定	

3 貝塚市総合計画条例

平成26年6月20日
条例第15号

（趣旨）
第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である貝塚市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。
（総合計画の構成）
第2条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。
2 基本構想は、市政の最高理念であり、まちづくりの理念、目指すべき都市像及び基本目標を示すものをいう。
3 基本計画は、市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
（総合計画審議会への諮問）
第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）別表に規定する貝塚市総合計画審議会に諮問するものとする。
（議会の議決）
第4条 市長は、基本構想を策定し、若しくは変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。
（基本計画の策定）
第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。
（総合計画の公表）
第6条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。
2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。
（総合計画との整合）
第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。
（委任）
第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 抄
（施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。

4 貝塚市総合計画審議会規則

昭和43年3月13日
規則第5号

（趣旨）
第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、貝塚市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。
（一部改正〔平成9年規則3号・26年26号〕）
（職務）
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第2条に掲げる当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。
（組織）
第3条 審議会は、委員23人以内をもつて組織する。
2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、または委嘱する。
(1) 市議会議員
(2) 関係行政機関の職員
(3) 学識経験を有する者
(4) 市の区域内に住所を有する者であつて、市の募集に応じたもの
（一部改正〔平成17年規則19号〕）
（任期）
第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。
2 委員が本来の職を失つたときは、第1項の規定にかかわらず、その職を失う。
（会長）
第5条 審議会に会長を置く。
2 会長は、委員の互選とする。
3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
（専門部会）
第6条 審議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。
2 専門部会の委員は、委員の中から会長が指名する。
3 専門部会に部会長を置く。
4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
5 部会長は、部会の事務を掌理する。
6 部会長に事故ある場合は、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
（一部改正〔平成17年規則19号〕）
（会議）
第7条 審議会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席および資料の提出）
第８条 会長は、審議会の調査審議に関して必要と認めるときは、市長、または関係職員に対して説明を求め、または関係資料の提出を求めることができる。
（幹事）
第９条 審議会に、幹事若干名を置くことができる。
2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。
3 幹事は、審議会の所管事務について、委員を補佐する。
（一部改正〔平成17 年規則19 号〕）
（庶務）
第10 条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。
（一部改正〔平成４ 年規則45 号・９ 年３ 号・22 年10 号・令和５ 年12 号〕）
（補則）
第11 条 前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会にはかり、会長が定める。
附則
この規則は、昭和43 年４ 月１ 日から施行する。
附則（昭和46 年８ 月18 日規則第14 号改正）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和47 年１ 月29 日規則第３ 号改正）
この規則は、昭和47 年２ 月１ 日から施行する。
附則（昭和57 年９ 月30 日規則第23 号改正）
この規則は、昭和57 年10 月４ 日から施行する。
附則（昭和59 年５ 月17 日規則第７ 号改正）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和60 年９ 月30 日規則第29 号改正）
この規則は、昭和60 年10 月１ 日から施行する。
附則（昭和63 年３ 月30 日規則第３ 号改正）
この規則は、昭和63 年４ 月１ 日から施行する。
附則（平成４ 年10 月31 日規則第45 号改正）
この規則は、平成４ 年11 月１ 日から施行する。
附則（平成９ 年３ 月31 日規則第３ 号改正）
この規則は、平成９ 年４ 月１ 日から施行する。
附則（平成17 年７ 月４ 日規則第19 号改正）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成22 年３ 月31 日規則第10 号改正）
この規則は、平成22 年４ 月１ 日から施行する。
附則（平成26 年６ 月20 日規則第26 号改正）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（令和５ 年３ 月31 日規則第12 号改正）抄
（施行期日）
1 この規則は、令和５ 年４ 月１ 日から施行する。

5 貝塚市総合計画審議会委員名簿

◎会長 ○会長職務代理者（敬称略、順不同）

規則区分	氏名		所属団体等	
１号委員（市議会議員）		阪口 芳弘	貝塚市市議会議員	
		田畑 庄司	同	
		出原 秀昭	同	（令和８年１月まで）
		長谷川 博文	同	（令和８年３月から）
		谷口 美保子	同	
２号委員（関係行政機関の職員）		正垣 啓之	大阪都市計画局計画推進室長	
		河野 雅子	貝塚市副市長	（令和８年２月まで）
		太田 浩二	同	（令和８年３月まで）
		茶谷 幸典	同	（令和８年３月から）
		鈴木 司郎	貝塚市教育長	（令和８年３月まで）
		和中 克仁	同	（令和８年４月から）
３号委員（学識経験を有する者）	○	甘佐 勉	貝塚市町会連合会 会長	
		東村 一夫	貝塚商工会議所 会頭	（令和７年10 月まで）
		宮﨑 和昭	同	（令和７年11 月から）
		古家 克之	貝塚市農業委員会 会長	
		川﨑 康寛	貝塚市医師会 会長	
		和田 明宏	貝塚市社会福祉協議会 会長	（令和７年６月まで）
		兒玉 和憲	同	（令和７年６月から）
		安野 和子	貝塚市 PTA 協議会 協議員	
	◎	橋爪 紳也	大阪公立大学特任教授	
		木多 道宏	大阪大学教授	
		米澤 好史	和歌山大学教授	（令和８年１月まで）
		中村 美砂	和泉大学教授	
４号委員（市の募集に応じた市民等）		縣 紀子	公募市民	
		古家 翠	同	
		朝日 陽子	同	
		馬場 則彦	同	

6 諮問

貝政策第11号
令和7年5月29日

貝塚市総合計画審議会 会長様

貝塚市長 酒井 了

第6次貝塚市総合計画（案）について（諮問）

貝塚市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

第6次貝塚市総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

7 答申

令和8年7月9日

貝塚市長 牛尾 治朗 様

貝塚市総合計画審議会
会長 橋爪 紳也

第6次貝塚市総合計画について（答申）

令和7年5月29日付、貝政策第11号で諮問のあった件について、有識者や公募市民による専門部会を設けるなど慎重に審議を重ねた結果、別添「第6次貝塚市総合計画（案）」が適切であるものとして認めここに答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、「第6次貝塚市総合計画（案）」に記載の内容はもとより、審議の過程で提起された各委員の意見についても十分に配慮されるよう要望するとともに、めざすまちの将来像である「ともに創る 新しいまち貝塚」の実現に努めてください。

以上

8 貝塚市市民憲章

昭和58年10月5日

貝塚市は、豊かな自然にめぐまれた産業と文化のまちです。

わたくしたちは、乎和をつちかい、自由と平等の心むすび合うまちをつくるため、市民の誇りと願いをこめて、この憲章を定めます。

わたくしたち貝塚市民は、

1　市民の手による、人間性豊かなまちづくりを すすめます。

1　自然と歴史遺産を大切にし、美しい環境を そだてます。

1　教養を深め、清新な市民文化を つくります。

1　みんなで助け合い、おもいやりのある、心あたたかい社会を めざします。

1　働く喜びをはぐくみ、健康な家庭と活力ある社会を きずきます。

発行日　令和８年10月
発行　貝塚市
編集　貝塚市 総合政策部 政策推進課
住所　〒597-8585　大阪府貝塚市畠中1-17-1
TEL　072-423-2151（代）
Planning and Design by Japan International Intitute,Inc.

貝塚市
公式HPは
こちら



Kaizuka City

